

七戸町職員の兼業に係る許可基準

令和 8 年 9 月 1 0 日 制定

七戸町職員の兼業に係る許可基準は、地方公務員法第 3 8 条第 1 項（営利企業の従事制限）に基づき、任命権者が一般職の職員に対して行う許可に関する基準である。

1 経過等

地方公務員の兼業については、職員による自律的なキャリア形成、自己実現のニーズの高まりや、高齢化、人口減少など、近年の社会情勢の変化を背景として、兼業を希望する職員が兼業できる環境を整備することが求められている。

このことを踏まえ、地方公務員法第 3 8 条第 1 項（営利企業の従事制限）の規定に関する基準として、「七戸町職員の兼業に係る許可基準」を制定する。

2 目的

職員が兼業を通じて、地域を知り、人と交わり、そこで得た学びを職務遂行や行政サービスの向上に活かすことで、地域住民の信頼を高め、効率的な公務運営につなげていくことを目的とする。

また、地方公務員の兼業はあくまでも職務専念義務が課せられていない勤務時間外における職員の自発的な活動であり、職員の意に反した動員的な運用であってはならない（令和 7 年 6 月 1 1 日総務省通知）。同調圧力から兼業を強いられることは避ける必要があり、職員自身の判断を尊重するなど、職員の自発的な活動を後押しすることを目的とする。

3 対象とする活動

次のいずれかの活動を行う場合は、任命権者から許可を要することとする。

（1）不動産等の賃貸

得られる収入の額等に関わらず、建物・土地や駐車場等を賃貸して収入を得ようとする場合。

（2）太陽光電気の販売

太陽光発電設備の定格出力数や得られる収入の額等に関わらず、太陽光電気の販売をして収入を得ようとする場合。ただし、自家消費型太陽光発電設備で得られた余剰電力を販売して収入を得る場合は除く。

（3）営利企業等の役員等の地位

役員等の地位を兼ねる場合に許可を要する営利企業等とは、会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）に基づいて設立される株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社、特例有限会社、その他営利行為を業とする社団などが含まれる。これらの営利企業等の役員等の地位

を兼ねようとする場合は、報酬の有無に関わらず許可申請をすること。

なお、農業協同組合、水産業協同組合、森林組合、消費生活協同組合などは、実質的には営利とみなされる商行為を行っているものの、それぞれの法律により営利を目的としているとは認められないことから、営利企業等には含まれない。同じく、営利を目的としない団体として、国、地方公共団体、独立行政法人、公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人などがある。これらの団体の役員等の地位を兼ねる場合、無報酬であれば許可は不要であるが、報酬を得る場合には、許可が必要となる。

(4) その他の兼業（家業を継承した場合も含む）

自ら営利企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事する場合。

Point

- ・報酬とは、名称のいかんを問わず、労働の対価として支払われる一切の給付をいいます。単に金銭のみでなく、物品、債務の弁済、利益の供与も労働の対価として給付されるものに含まれます。例えば、社会通念上妥当な代金を徴収されるものは報酬に含まれませんが、甚だしく低額な場合は報酬とされる場合があります。
- ・なお、任意になされる慶弔見舞金、旅費等の費用弁償、謝金、葬儀・法要等の布施などは労働の対価にあらず、報酬とはみなしません。

4 認可基準及び運用

任命権者は、以下の基準を全て満たす場合に許可することができる。

(1) 当該職員の職務遂行上の悪影響がないこと（公務能率の確保）

- 勤務時間外の就業で公務に支障がないか、また疲労や健康面に配慮されているか。
- 兼業を行うことで心身の疲労のために公務がうまく進まない又は体調不良となるなどの悪影響がなく、過重労働にならないこと。
- 時間外勤務を命ぜられた場合も含めて、従事することを命ぜられた公務を優先させることができる兼業であること。

【公務以外の就業時間の目安（家業を継承した場合を除く）】

- ・週8時間以内又は1か月30時間以内であること。
- ・通常の勤務日においては、3時間以内で深夜（0時を超える）に及ぶことのないもの。
- ・原則として週あたり1日以上のお休日を確保すること。

Point

- ・兼業を理由として業務上必要な時間外命令や選挙事務等への従事といった公務を断ることはできません。

(2) 当該職員と兼業企業等の利害関係を排除すること（職務の公正の確保）

- 公務と兼業による利益相反がないか。
- 兼業で就業する企業等が、当該職員が職務として関わる許認可、補助金交付、監査、指導、契約等の特殊な関係性がないこと。
- 当該職員が就業先企業等との間において利害関係がないこと。

Point

- ・「利害関係」とは、許認可、検査、税の賦課徴収、補助金の交付、工事その他業務の請負、行政指導、指定管理者の指定、物品の購入等において、当該営利企業等が申請者の占めている職の職務の執行に当たり利益を得るもの又は地位その他の客観的な事情から当該職員が事実上影響を及ぼし得ると考えられる他の職員の職務の執行に当たり利益を得るものであって、職務の公正の確保を妨げるものをいいます。
- ・住民票や納税証明書の交付など、職員の裁量の余地が少ない業務は「利害関係」に該当しません。
- ・例として、農家を対象とした業務が多い農林課・農業委員会事務局の職員が、農家や農業法人等で兼業することは不可とします。

(3) 公務員としての信用を傷つけるおそれがないものであること（職員の品位の保持）

- 兼業に従事することで町の信頼を損なうことがないか。
- 兼業先企業等に従事することが、町職員としての信用を傷つけ又は傷つける恐れがないこと。
- 組織の不栄誉とならないこと。

(4) その他法の精神に反しないと認められるものであること

- 報酬は、従事業務に対して社会通念上妥当と認められる範囲内の額であり、公務員としての地位を利用した不適正な額でないこと。
- 兼業先の設立目的及び設立目的に沿った活動実績（定款、直近の事業報告、活動計算書等）が、確認できること。

Point

- ・公務員であること等を理由として、報酬の額が他と比べて高くなること、又は低くなることがあってはいけません。

(5) 営利企業等との兼業の場合

営利企業等との兼業については、上記（１）から（４）に加え、以下の要件を満たすこと。

- ア 本町産業の発展に寄与する活動であって、公益性が高く、かつ職員の能力向上が期待できる活動で、次のいずれかに該当するもの。

- ・従業者数が不足しているなど、第1次産業分野における繁忙期の働き手不足を解消するための社会的需要が高い活動であること（民間の就業を阻害しないこと。）。
 - ・その活動が地域課題の解決や住民サービスの向上等、広く不特定多数の利益の増進に寄与すると認められるもの。
- イ 原則として、勤務時間外、週休日及び休日における活動であること。
- ウ 営利を主目的とした活動、宗教的活動、政治的活動、法令に反する活動でないこと。

（6）自営兼業の場合

自営兼業（不動産賃貸、太陽光電気販売、農業（家業継承した場合のみ）等を除く）については、上記（1）から（4）に加え、に加え、以下の要件を満たすこと。

- ア 次のいずれかに該当する活動であること。
- ・職員個人の知識や技能を活かした自営
 - ・社会貢献に資する、又は地域の実情を踏まえた自営
- イ 原則として、勤務時間外、週休日及び休日における自営であること。
- ウ 原則として、当該自営が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する届出書を提出して行うものであること。
- エ 当該自営の目的及び内容、営業日及び営業時間、収入の予定年額等を含む事業計画書その他事業の詳細を明らかにする書面を作成して行うものであること。

=====

■許可にあたっては、上記の基準に照らし個別のケースごとに判断する。

ただし、以下の場合には許可しない。

- ・勤務成績が直近の人事評価の結果又は当該申請日までの1年以内における勤務の状況を示す事実を照らして不良であったとき。
- ・休職又は長期の病気休暇期間中であるとき。
- ・育児短時間勤務、部分休業、介護休暇、介護時間又は修学部分休業等により勤務しないことが認められた勤務時間中に兼業時間が含まれるとき。

Point

- ・許可を受けた職員であっても、上記のいずれかに該当することになった場合には、許可が取り消されることがあります。

■その他町長が適当でないと認めるもの

- ・当該職員が就業せずとも労働者が確保できる状況にある場合。
- ・町の職員として、ふさわしくない業務に従事する場合。

（ふさわしくない業務の例）

- ・風俗業（風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律に係る営業許可が必要な業態を含む）、パチンコ店、マルチ商法関連など
- ・ギャンブルや反社会的勢力とつながる業種

=====

5 公正な職務執行の確保

公正な職務執行を確保するため、以下の取扱いとする。

(1) 事前相談

3に該当する兼業を行おうとする職員は、公正な職務執行を確保するため、活動内容等、必要な事項を明らかにした上で、事前に、所属長を経由して総務課に相談するものとする。

(2) 許可申請、許可期間等

ア 兼業を行う月の前月15日までに雇用状態・事業内容・事業規模等のわかる書類（雇用契約書、事業（勤務）計画書、その他（雇用先・報酬額・勤務時間等が確認できる書類）参考書類等）を添付し、営利企業従事制限免除許可申請書（七戸町職員服務規程様式第7号）を提出すること。

イ 兼業の許可は、年度毎に1年を超えない期間について行うものとする。

ウ 許可を受けた期間内であっても、人事異動等により職員の職務内容に変更が生じた場合は、兼業先の団体、事業等との関係を確認するため、再度許可を受けるものとする。

(3) 活動実態の把握、健康管理等

ア 兼業許可を受けた職員の所属長（以下、「所属長」という。）は、職員の活動が申請に沿ったものとなっているか、定期的に実態の把握に努めるものとする。

イ 所属長は、職員の健康状態や時間外勤務時間を含めた勤務の状況等の把握に努め、業務の遂行に支障が生じる場合は、兼業時間数の抑制等の業務内容の見直しをさせるなど、必要な対応を行うこと。

ウ 許可後、活動内容の変更その他の事由により、許可基準を満たさなくなった場合は、所属長からの報告に基づき、当該許可を取り消すこととする。

(4) 実績報告

3の(3)又は(4)に該当する兼業（家業を継承した場合を除く）を行った職員は、次のとおり所属長に活動実績のわかる書類を提出しなければならない。所属長は、総務課に活動実績のわかる書類を提出する。

ア 許可期間が3月以内の場合は、活動終了後速やかに提出すること。

イ 許可期間が3月を超える場合は、四半期ごとに提出すること。

(参考) 想定される活動例

類 型	活 動 例
自治やまちづくりの推進を図る活動	自治会役員、地域イベントのスタッフなど
保健、医療又は福祉の増進を図る活動	手話通訳者、福祉団体活動、成年後見人など
社会教育の推進を図る活動	日本語教室講師、自治体歴史資料調査など
地場産業の振興に係る活動	農業等の作業支援活動、有害鳥獣駆除活動など
文化、芸術、スポーツの振興を図る活動	部活動指導員、スポーツ少年団指導員、審判活動、書道教室や絵画教室講師など
地域安全・災害予防活動	消防団員、予備自衛官、防災訓練講師など
こどもの健全育成活動	P T A役員活動、生活困窮家庭のこどもを対象とした学習支援活動など
不動産賃貸業	所有する不動産の賃貸（本人が管理、運営を積極的に事業として行う場合は許可できない。）
その他の公益性の高い地域的、社会的な貢献活動	資格試験の監督員、各種研修講師、各種統計調査にかかる従事者など
職員個人の知識・技能を活かした活動（自営兼業）	ピアノ教室、書道教室、書籍等への寄稿、Web サイト製作、イラストレーター、学習塾、スポーツクラブ運営など